

【第8回】最終回：年金のあれこれ

こんにちは、行政書士の中村雅美です。今回で当コラムは一端終了になります。ご愛読いただきありがとうございました。先日ミュンヘンの方から、毎回の記事を楽しみにしてちゃんと切り抜いてスクラップしていますというお声を頂戴し、皆様にすこしでもお役に立てたのであれば良かったと嬉しく思っている次第です。そこで最後に、ドイツにお住まいの方々の遺言や相続手続きの際によく耳にする年金の問題について、アクト社会保険労務士事務所の山崎正江先生と日ノ下先生にお尋ねすることにしました。

(中村) 山崎先生、第6回コラムで日本とドイツは社会保障協定を結んだので、両国での年金加入期間を合算できるようになり、今まで年金加入期間が足りなかった人でも日本の年金が貰えるようになったことを伺

いました。でも海外勤務等で何度も日本を離れ、なかなか年金手続きができずに放置したままの方もいらっしゃると思います。ご自分の年金がどうなっているのか分からない場合はどうしたら良いのでしょうか？

(山崎) 確かにご自身では分かりづらい場合があります。実際、年金加入記録の確認調査についてのご依頼がよくあるのですが、海外在住期間を証明する書類(滞在国の日本領事館が発行した在留資格期間証明書・パスポートの写し・法務省入国管理局発行の出入国の記録)をもとに調べていきます。この際に注意すべきポイントは、通常、海外在住期間は国民年金への加入は任意となりますので、その期間に国民年金を払っていないなくても「カラ期間」として年金加入期間(受給資格期間)に合算されることです。

(中村) この「カラ期間」の有無により年金受給額がかなり変わってくるので、しっかりと手続きしたいところですね。それと以前に日ノ下先生から、すでに65歳になられたドイツ在住の方でも、60歳から支給されるはずだった過去の日本の老齢年金をもらえるというお話を伺いました。

(日ノ下) そうです。日本の年金支給開始年齢は原則65歳ですが、一定の要件(男女別・生年月日別に法定)に合致する人については、60歳から65歳までの間は、特別支給という形の厚生年金(または共済年金)が支給されます。日本の法律では、請求時点から、最大5年前まで遡って年金が支給されるのです。請求時点でこの過去の年金分についてはまとめて支給されますので、仮にわずかな年金額であったとしても、かな

りの纏まった額となりますので、嬉しいですね。

(中村) 今のお話しですが、言い換えると5年を過ぎた年金はもらえなくなってしまうということですね。だとすると急いで手続きをしないといけない人も出てきます。ちょっとした法的知識があるかないかで、老後の生活も変わってきますね。遺言手続きの際などにそのようなお話が出た際には、是非とも、先生方にご相談させていただきます。山崎先生、日ノ下先生、有意義な情報をありがとうございました。

